

事務連絡  
令和3年11月16日

入国者収容所首席入国警備官（処遇担当） 殿  
地方出入国在留管理局首席入国警備官（処遇担当） 殿  
地方出入国在留管理局支局首席入国警備官（処遇担当） 殿

出入国在留管理庁

出入国管理部警備課補佐官 梅原義裕

診療結果報告書の作成に際しての留意点について

本年8月10日に当庁が公表した名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書では「休日に医療従事者が不在となるのであれば、休日の中に体調不良の被収容者に服用させる薬剤の効果や副反応につき、処方した医師から事前に十分な情報を得ておくべきであった。」などと指摘されています。

そこで、外部での診療において、入国警備官が医師から聞き取るべき内容に差異が生じることのないよう、診療結果報告書の医師の所見欄に記載されるべき主な事項を下記のとおり示しますので、統一的な内容となるよう留意いただくとともに、外部での診療時には、これら項目について医師への確認に努めていただくよう願います。

なお、これら項目は、統一的なものとするために示す項目ですので、各官署において常勤・非常勤医師等から具体的内容の聴取指示がある場合や、これらの項目にとどまらず、より幅広く聴取することは差し支えないことを申し添えます。

記

- 1 診療結果
- 2 診療結果を踏まえた処遇上の留意点（病状に応じた収容継続の可否の確認を含む。）
- 3 処方薬の投与における留意点（副作用（対処法を含む。）など）
- 4 症状が悪化した場合の留意点（直ちに行うべき措置など）